

訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引き上げを求める意見書

令和6年度の介護報酬改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられました。介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の訪問介護の基本報酬の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅する恐れがあります。

既に令和5年の訪問介護事業所の倒産件数は、全国で67件と過去最多を更新していますが、そのほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。身体介護、生活援助等訪問介護は、要介護者及びその家族の生活を支える上で欠かせないサービスであり、このままでは在宅介護が続けられず介護崩壊を招きかねません。

厚生労働省は、訪問介護の基本報酬の引き下げの理由として、訪問介護の利益率がほかの介護サービスより高いことを上げています。しかし、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型及び都市部の大手事業所が利益の平均率を引き上げていると推測されます。厚生労働省が理由とすることが合理的なものか実態の調査が必要です。

訪問介護の基本報酬が引き下げられた一方、介護職員の処遇改善加算の拡充がなされていますが、既に加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定条件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると考えられます。

訪問介護は特に人手不足が深刻であり、ヘルパーの有効求人倍率は令和4年度で1.5倍と高水準です。ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を大きく下回る状況にあります。今回の訪問介護の基本報酬の引き下げにより人手不足に一層の拍車がかかることが懸念されます。

よって、国に対し、介護事業者の経営環境及び介護労働者の処遇の改善を実現し、在宅介護の基盤を存続させるため、訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引き上げを行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年 月 日

近江八幡市議会議長

衆議院議長	額賀 福志郎	宛
参議院議長	関口 昌一	
内閣総理大臣	石破 茂	
厚生労働大臣	福岡 資麿	